

いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめは絶対に許さない」「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりうる」「どの子どもも幸せに生きる権利がある」という認識に立ち、学校における最重要課題の一つとして、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決に組織的に取り組む。

2 未然防止や早期発見のための措置

(1) 児童への指導・周知

- 学期に1回(年3回)、児童一人一人に対する学校生活上のいじめアンケート調査を実施する。子どもの日々の状況を把握し、いじめの未然防止の観点から小さな変化を見逃さないように努める。
- 全教育活動を通して、「人のいやがる事は言わない・しない」の指導を徹底する。
- 道徳教材の活用、ビデオ教材の活用を通していじめを行ってはならないという意識を高め、お互いの人格を尊重し合う態度を養う。
- インターネットやSNSを利用する上での危険、倫理的マナーについて、集会や学級活動、特別の教科道徳の時間等で児童に注意を喚起する。
- スクールカウンセラーによる個別面談や全員面談(5年生)により、児童の変化や状況をつかむ機会を設定する。また、コーディネーターを通じて、適時カウンセラーと相談できる体制を確立する。

(2) 保護者等への周知

- 入学時・各年度の開始時における児童、保護者、地域、関係機関等へ基本方針の内容を周知する。子ども見守りシートを活用し、いじめの早期発見に努める。
- 道徳授業地区公開講座を通して「いじめはしない・させない」という決意を伝える。
- 警察からのインターネットに潜む危険についてのプリントを配布し、保護者会や個人面談などで家庭での注意を呼びかける。

(3) 校内での取り組み

- 週1回のいじめ対応の時間で、各クラス学年の報告を行い、情報を共有して全教職員で未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応に努める。
- 作成したチェックリスト及び、年3回のいじめ防止研修を通して、全教職員でいじめの未然防止、早期発見に努める。

3 発生時の対応

- 本人や関係する児童に対して、別室での聞き取り調査を複数体制で行い、迅速に対応する。
- 管理職に報告した後、いじめ対策委員会で対応策を検討し組織的に対応する。コーディネーターやスクールカウンセラーへの相談も並行して行う。
- 事実関係を把握後、保護者との面談を行う。場合によっては三者面談や関係者会議を行う。
- 被害児童を守り通す態度で、速やかに組織的に対応する。
- 保護者に対しては、随時経過報告をし、家庭と連携して解決を図る。
- 加害児童に対しては、人格形成を目的とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、SC、SSW、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等と連携して、当該児童が抱える問題の解決を図る。

4 いじめ防止等の対策のための校内組織

○いじめ防止対策のための組織として「学校いじめ対策委員会」を設置して組織的に対応する。

○教育課程作成の際、学校いじめ対策委員会において、いじめ防止基本方針の改訂をする。

○いじめの防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。

○学校いじめ対策委員会の年間の活動計画を作成する。（毎木曜日 14：45～15：00）

※構成メンバー：校長・副校長・生活指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭
スクールカウンセラー・全教員・SSW

※いじめ対策委員会で話し合われた内容は、その日の夕会にて全教職員で共有し子どもを見守る。

※いじめ防止授業はクラスの実態に応じた内容で、学期1回以上道徳の授業で行う。